

議案第 39 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、退職者医療制度の廃止に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 保険料の軽減対象の拡大（第 19 条の 2 関係）

保険料の基礎賦課額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
5 割軽減の対象となる世帯	29 万 5,000 円	29 万円
2 割軽減の対象となる世帯	54 万 5,000 円	53 万 5,000 円

2 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備（第 1 条の 3、第 10 条の 2～第 12 条、第 14 条～第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 6～第 15 条の 6、第 18 条及び第 19 条の 2～第 19 条の 2 の 3 関係）

国民健康保険法が一部改正され、退職者医療制度が廃止されることに伴い、これに応じた規定の削除その他の規定の整備を行うこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用